



教高指第2226号
令和4年1月20日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、県内において、新たな変異株であるオミクロン株を由来とする、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大が見られ、県立学校においても、多くの学校から陽性者の報告が上がっております。

そのような中、国は1月19日に、本県のまん延防止等重点措置の適用を決定しました。

これに基づき、県では同日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応について」（別添資料1）を決定しました。

各学校においては、本通知を踏まえるとともに、これから大学等の入学者選抜、高等学校入学者選抜、特別支援学校高等部入学選考を迎える時期となることから、これまで以上に緊張感を持ち、感染対策を徹底するようお願いいたします。

記

1 感染予防の徹底について

「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和3年度～（令和3年10月）」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～（2021.11.22 Ver.7）2021.12.10 一部修正」等を遵守すること。

（1）健康観察の徹底

ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底すること。

イ ICTを活用するなど健康観察の方法（把握・集計）を工夫し、徹底を図ること。

ウ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと。

（2）手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

ア 手洗い及びマスクの正しい着用を徹底すること。

イ 気候上可能な限り、常時換気を徹底すること。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にすること。）

(3) 食事中の会話禁止

食事中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導すること。特別支援学校においては、児童生徒の障害の実態を踏まえて指導すること。

(4) 登下校の際は、直行直帰を徹底するよう指導すること。

2 期間について

令和4年1月21日（金）から令和4年2月13日（日）まで（まん延防止等重点措置終了まで）

3 授業等における対応について

(1) 県立中学校・高等学校における時差通学の実施

ア 登下校時の電車・バス等による過密状態を極力避けるため、必要に応じて始業時刻の繰り下げを行うこと。

イ 始業時刻の繰り下げを行った場合においても、原則として各学校の通常の授業時間及び授業時間数を確保すること。

(2) 県立特別支援学校における時差通学の実施

特別支援学校の職業学科及び高校内分校については、(1)アと同様の対応とする。始業時刻の繰り下げを行った場合は、学習の遅れが生じないように丁寧に対応すること。また、特別支援学校の職業学科及び高校内分校以外の特別支援学校において、公共交通機関を利用している児童生徒については、地域や学校の状況、障害の実態を踏まえて対応すること。

(3) 授業等における留意点

授業は、感染防止対策を徹底した上で実施すること。

なお、音楽における歌唱、家庭科における調理実習、理科における実験等については、換気やマスクの着用、授業前後の手洗い等の対策を徹底すること。

4 学校行事について

各学校行事を実施する際は、時期や開催方法等について、目的や感染防止対策を踏まえるなど、慎重に判断すること。

(1) 修学旅行等の泊を伴う校外行事

目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、延期又は中止を含めて実施の可否を判断すること。

(2) 遠足等の泊を伴わない校外行事

実施する場合においては、行事の目的、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、感染防止対策の徹底や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

特に、県境を越える校外行事については、その必要性を再検討し、延期又は中止を含めて実施の可否を判断すること。

(3) 令和3年度卒業式について

ア 原則として児童生徒及び教職員で実施すること。ただし、身体的距離が確保できる場合には、保護者の参加も可能とする。

(ア) 感染拡大防止のため在校生を参加させず、登校させない場合の指導要録上の扱いについては、「授業日数には含めない」こととする。

(イ) 保護者が参加する際は、児童生徒一人につき保護者1名までとすること。また、座席を指定するなど、着席位置を把握できるようにすること。

イ 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること。

ウ 国歌斉唱については、式次第に位置付けた上で、飛沫感染防止の観点から、歌唱は控えるなどの工夫も検討すること。

エ 卒業式後の集まりや会食を自粛すること。

オ 定時制・通信制課程については会場や人数の規模に応じて判断すること。

カ 特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施すること。

なお、これに伴い、令和3年12月3日付け教高指第1916号「令和3年度卒業式における対応について（通知）」は廃止します。

5 部活動について

令和4年1月19日付け教保体第1564号「まん延防止等重点措置に伴う県立学校における部活動の取扱いについて（通知）」（別添資料2）に基づくこと。

6 令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜等について

感染防止対策を徹底した上で予定通り実施すること。

7 やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICT活用等による学習指導等について

令和4年1月14日付け事務連絡「やむを得ず学校に登校できない生徒等へのICTを活用した学習指導等について（通知）」（別添資料3・4）等を参照し、児童生徒の学びを止めないという観点で、オンライン学習などに迅速に対応できるようにすること。

(1) やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習の著しい遅れが生じないよう、また、規則正しい生活習慣の維持や学校と児童生徒との関係性の継続が重要であることから、例えば、Google ClassroomやZoomなどを活用した同時双方向の学習指導や学習課題の配信、SHRや朝の会、健康観察や健康相談、教育相談など、ICTの積極的な活用を引き続き取り組むこと。

(2) オンラインを活用した学習指導を行う際は、指導計画等の学習内容を踏まえ、教員による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であること。実施にあたって、留意点や教材作成のための参考情報については、学校間ネットワークのICT教育推進課ポータルサイトや県立総合教育センター家庭学習支援サイトを活用すること。また、ICT環境や技術などに関する個別の課題については、ICT教育推進課のWEB

相談窓口も積極的に活用すること。

- (3) ICTを活用したオンライン学習については、地域や学校、児童生徒の実情を踏まえながら、対応策を具体的に検討し、実施すること。
- (4) 家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、令和2年8月11日付け事務連絡「県立学校のICT環境整備について（通知）」で整備したLTEタブレットを貸し出したりするなど柔軟に対応すること。

8 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について

合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟な取り扱いをすること。

その際、児童生徒の学習に遅れが生じないように、ICTを活用するなど、指導計画等の学習内容を踏まえた学習指導と学習把握を行うこと。

9 臨時休業等の目安について

保健所による積極的疫学的調査並びに拡大PCR検査等が行われない場合には、令和3年8月30日付け教保体第942-1号「県立学校における当面の臨時休業等の目安について（通知）」（別添資料5）で設定した目安を適用するとともに、令和4年1月17日付け教保体第1531-1号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について」（別添資料6）に留意すること。

10 別添資料

- (1) 令和4年1月19日開催 新型コロナウイルス対策本部会議資料（抜粋）
「まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応」
- (2) 令和4年1月19日付け教保体第1564号
「まん延防止等重点措置に伴う県立学校における部活動の取扱いについて（通知）」
- (3) 【県立中学校・高等学校】 令和4年1月14日付け事務連絡
「やむを得ず学校に登校できない生徒等へのICTを活用した学習指導等について（通知）」（ICT教育推進課・高校教育指導課）
- (4) 【特別支援学校】 令和4年1月14日付け事務連絡
「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について（通知）」（ICT教育推進課・特別支援教育課）
- (5) 令和3年8月30日付け教保体第942-1号「県立学校における当面の臨時休業等の目安について（通知）」
- (6) 令和4年1月17日付け教保体第1531-1号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について（通知）」

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【ICT活用に関すること】

担 当 ICT教育推進課 ICT教育指導担当

電 話 048-830-6625

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886